

令和 8 年 2 月 2 6 日  
総 務 部 人 事 課

### 職員の懲戒処分について

標記の件について、地方公務員法第 2 9 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり懲戒処分を発令いたしました。

大和郡山市では、職員の非違行為に対しましては、これまでも厳正に対処してきたところでございますが、今回の事案は、公務員としての自覚を欠く行為であり、市民の皆様からの信用を損なうこととなりましたことを心より深くお詫び申し上げます。

今後、このような事案が発生することのないよう職員の服務規律の確保、綱紀粛正の徹底を図ってまいります。

#### 1 処分の内容

所属・補職 : 都市建設部入札検査課施設整備室・主事 年齢・性別 : 28歳・男性	処分内容 停職3か月
--	---------------

#### 2 処分年月日

令和8年2月26日

#### 3 処分理由

- ・令和7年9月頃から同年12月にかけて、勤務時間中に公用車で外出し、パチンコ店で15回遊技を行った。その他、金融機関等へ6回行き、私用を行った。
- ・実際には勤務していない時間帯について、出退勤システム等の操作をし、勤務したものとして処理する不適正な事務処理を3回行った。
- ・発覚を免れる目的で、公用車のドライブレコーダーの向きを変えるなどの隠ぺい行為を行った。
- ・当初の聞き取り調査に対し、遊技の事実を否定するなど虚偽の説明を行った。